

令和8年度「若年技能者人材育成支援等事業」推進計画

石川県地域技能振興コーナー

1 ものづくりマイスターの認定、登録

(1) ものづくりマイスターの開拓

新たな開拓として、ニーズの増加が見込まれる職種や、ものづくりマイスターの高齢化等による登録解除で不足している職種の、掘り起しを行う。

(2) ものづくりマイスターに対する研修

新たに認定されたものづくりマイスターに対して、実技指導等の結果報告書の作成方法等事務を含む指導技法等講習を実施する。

また、過去3年間に一度も活動実績のないものづくりマイスターに対して、最新版の事例集等による情報提供を行う。

2 ものづくりマイスター及び熟練技能者の活用

(1) 若年技能者の人材育成に係る相談、援助

要請のあった中小企業・業界団体、学校等に対して、技能検定の実技試験や技能競技大会の競技課題等を活用した取組方法や、指導に適した会場の確保及び適切なマイスターのコーディネートなど、派遣依頼元の経費負担軽減を考慮した実技指導の相談・援助を行う。

(2) ものづくりマイスター及び熟練技能者の派遣による指導の実施

① 中小企業

中小企業については、能力開発や人材育成を課題としている事業所を対象に、関係機関と連携し、製造業等の事業協同組合等を通じてPR活動を推進し、新規派遣先の開拓を図る。

② 業界団体

若年技能者の技能の低下や後継者不足等の問題を抱える団体に対して、本制度の活用を働きかけ、新規派遣先の開拓を図る。

③ 工業高校等学校及び専修学校・各種学校等

県教育委員会等と密に連携するとともに、対象となる高校等に対して、PRを強化し関連職種の増加を図る。

また、ニーズの高い学科（機械系、電気系、情報系）を有する専修学校・各種学校等に対して、本制度を周知し、新規派遣先の開拓を図る。

(3) ものづくりマイスター及び熟練技能者による若者に対する「ものづくりの魅力」発信

① 地域若者サポートステーション事業の支援対象者に対する「ものづくりの魅力」発信

地域サポートステーションから協力要請があった場合に、サポステ支援対象者の現状を踏まえ、サポステ担当者と実施内容を十分に検討の上、ものづくりマイスターを派遣し、ものづくり体験等を行う。

② 小中学校等の児童・生徒に対する「ものづくりの魅力」発信

小中学校等の児童・生徒に対して、魅力ある講座内容を開発することにより、ものづくりへの興味・関心を高めるとともに、ものづくり分野への誘導を図る。

③ 小中学校等の児童・生徒等を主とした不特定多数の者に対する「ものづくりの魅力」発信

イベント会場等を活用しコーナー主体の「ものづくり体験」等を積極的に立案し、ものづくりに対する興味・関心を高め、技能尊重気運の醸成を図る。

また、HP等に掲載案内・募集案内を掲載し、多数の参加対象者に周知・広報を図る。

3 地域における技能振興事業

(1) 技能五輪全国大会の予選の実施等

① 技能五輪全国大会の予選の実施

日本料理の予選を実施する。

② 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加支援の実施

技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会に参加する中小企業等の選手及び指導員に対して旅費、工具等の運搬費を支援する。

(2) 卓越した技能者（現代の名工）の表彰制度の紹介コンテンツの作成支援

社会一般に技能尊重の気運を浸透させ、青少年が技能労働者の道に入職することを促進するために、センターが作成するコンテンツに紹介する、本県の被表彰者への取材等を行う。

4 地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営

(1) 連携会議の設置

下記メンバーにより、年度当初に本事業の推進計画の決定。年末に当年度の事業実施状況等を報告しとりまとめる。

<メンバー>

石川労働局、石川職業能力開発促進センター、県労働企画課（県技能士会兼任）、県教育委員会学校指導課、県高等学校教育研究会工業部会、県中小企業団体中央会、県経営者協会、県鉄工機電協会、県職業能力開発協会

（２）連携会議の開催回数

年２回開催する。

（３）都道府県労働局との連携

年度当初に石川労働局職業安定部を訪問し、労働局の担当者と協議した上で、労働局が実施する学生・生徒対象の支援事業等を活用した、ものづくりマイスターを派遣や、ハローワークが実施するイベント等でのものづくりマイスター制度の周知・広報を行うことによって、新規派遣先の開拓を図る。